

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!! (主なもの)

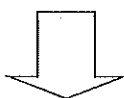
就業規則に定める
所定労働時間が法定
の週40時間以内
であることの確認
ができない

賃金台帳に賃金の
受領を証明する押
印（または本人の
サイン）がない

例) ただし、銀行の振込領収書
がある方は除く

調査票への記入事
項の根拠となる資
料がない

例) 作業日報（調査月分）、
出勤簿等（調査月分）、銀行
の振込領収書、等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間
が、週40時間以内になるように
して下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印
（または本人のサイン記入）を確
実に行って下さい。

就業規則※や労働条件通知
書を作成し、労働基準監督
署へ届け出て下さい。現行
の労働基準法に準拠してい
ない場合は、更新作業を行
うようにして下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

● 賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)